

傷病手当金を申請される方へ

傷病手当金は被保険者が業務外の病気やケガの治療のため働くことができず、給与が支払われないときに生活の保障として支給されるものです。

そのため、傷病手当金の支給は病気やケガの治療を行い、療養に専念することが前提となっています。正しく療養してください。

<正しい療養について>

1. 医師の指示にしたがい受診(通院、入院)してください。
2. 医師が薬による治療が必要として処方された薬は、指示にしたがい正しく服薬してください。
また、処方箋を交付された場合も調剤薬局で薬を受け取り、指示にしたがい正しく服薬してください。

なお、正しい療養をされない場合は傷病手当金及び傷病手当金付加金をお支払いできないことがあります。

申請書の記入と提出について

1. 傷病手当金は1~2ヶ月ごとに申請してください。(事業所へ提出してください)
2. 申請書は全ての項目について記入してください。
3. 記入箇所を訂正するときは、記入者の訂正印を押してください。

内容審査について

申請書が健保に到着後、支給の可否について健康保険法に基づき審査をおこないます。(病気やケガの症状、医療機関への受診(投薬)の状況や過去の傷病手当金の受給状況など)

なお、必要に応じて、状況確認書やその他書類の提出をお願いすることがあります。

また、担当医師などに対して状況照会をすることがありますので、同意書に署名をお願いすることがあります。

審査の状況により支給の可否決定までの時間がかかることがあります。